

## さいたま市水道局施設修繕契約情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市水道局が発注する施設修繕契約（修繕工事及び単価契約に基づく修繕を除く。以下同じ。）に係る指名競争入札等の結果（以下「契約情報」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象等)

第2条 契約情報の公表の対象となる契約は、契約金額が100万円以上の施設修繕契約とする。

2 契約情報の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所管課
- (2) 件名
- (3) 履行場所
- (4) 契約方法
- (5) 契約の相手方の商号又は名称
- (6) 契約金額
- (7) 履行予定期間
- (8) 備考

3 契約情報の公表は、水道局業務部管財課及びホームページにて施設修繕契約情報一覧（様式第1号）を公衆の閲覧に供するものとする。

4 契約情報の公表の時期は、当該契約が締結された月を基準として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める月において、速やかに公表するものとする。

- (1) 4月から6月までの間に締結された契約 7月
- (2) 7月から9月までの間に締結された契約 10月
- (3) 10月から12月までの間に締結された契約 1月
- (4) 1月から3月までの間に締結された契約 4月

(随意契約の結果公表)

第3条 随意契約の結果公表の対象となる契約は、予定価格が250万円を超える施設修繕契約とする。

2 随意契約の結果公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所管課
- (2) 件名
- (3) 履行場所
- (4) 契約締結日
- (5) 契約の相手方の商号又は名称
- (6) 契約金額

(7) 随意契約によることとした理由

(8) 備考

3 前条第3項及び第4項の規定は、随意契約の結果公表の方法及び時期について準用する。この場合において、同条第3項中「施設修繕契約情報一覧（様式第1号）」とあるのは「施設修繕随意契約結果表（様式第2号）」と読み替えるものとする。

（閲覧の期間）

第4条 前2条の規定による契約情報等の閲覧の期間は、当該契約情報等を公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、契約情報の公表について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

施設修繕契約情報一覧

NO	所管課	件名	履行場所	契約方法	契約の相手方の商号又は名称	契約金額 (円)	履行予定期間		備考
							履行開始日	履行終了日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

(注1) 250万円以下の随意契約で、棟数の者から見積書を徴した場合には、備考欄に棟数見積合せであることを記載する。

様式第2号（第3条関係）

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 締 結 日	
契約の相手方の 商号又は名称	
契 約 金 額 ( 円 )	
随意契約によること とした理由	
備 考	